

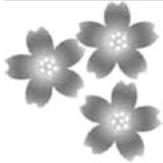


2014 冬 号

発行

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>



春先にかけて、1人暮らしを始める方も多いのではないのでしょうか？
今回は、1人暮らしを始める際に知っておくと役に立つ知識をご紹介します。

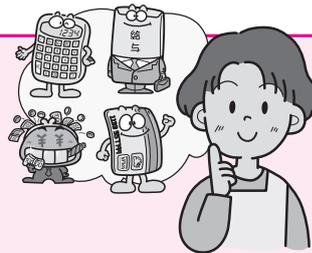


お金の管理

1人暮らしをすると、自分のお金を思い通りに使える反面、気がつけば財布の中が空っぽになっていて、ということにもなりかねません。

自分の収入と支出のバランスを考えて、楽しい生活を送りましょう！！

<あなたは大丈夫?? 金銭管理能力チェック>

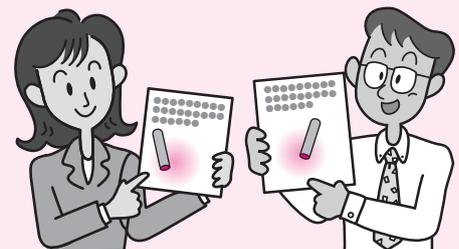


- | | |
|-----------------------------|--------|
| ①自分の収入がわかる | YES・NO |
| ②自分の支出を記録している | YES・NO |
| ③クレジットカードとキャッシュカードの違いがわかる | YES・NO |
| ④自分の口座預金残高を知っている | YES・NO |
| ⑤銀行借入時の金利がどのくらいか知っている | YES・NO |
| ⑥親しい友人に借金や保証人を頼まれても断ることができる | YES・NO |
| ※YESの数が多いほど、金銭管理能力が高いです。 | |

また、物を購入したり、契約を交わしたりする場合には、自分にとって本当に必要かどうか見極めた上で、慎重に対応しましょう！！

<ちょっと待って！契約する前に考えていますか??>

- 契約書や申込書の内容はきちんと確認していますか？
- 複数の会社の契約内容を比較・検討して決めましたか？



部屋探しのポイント

1人暮らしを始めるには、まず部屋探し。トラブルにならないように、契約書はしっかりチェックしましょう。

そこで、契約の際、入居時や退去時のトラブルを避けるため、賃貸住宅の契約のポイントと役立つ用語をご紹介します。

1. 契約時のチェックポイント



チェックポイント	チェック内容
<input type="checkbox"/> 希望する条件を考える	家賃 場所 広さ・間取り
<input type="checkbox"/> 物件（部屋）の確認	物件の内見…間取り図面との照合（広さ、使い勝手など） 交通・環境…最寄り駅からの所要時間、交通量、騒音、煤煙など 利便施設…学校、病院、官公庁、スーパーなど
<input type="checkbox"/> 入居申込みと貸主の承諾	申込書類の提出、重要事項説明書の交付・説明
<input type="checkbox"/> 契約の締結	賃貸借契約書の作成・締結、賃料・敷金等の受渡し、鍵の受取

<ワンポイント>

○入居時に貸主立会いの上、キズや汚れの確認をしておく、退去時のトラブル防止になります。

2. 解約時のチェックポイント

<部屋を退去する際、注意すること>

退去時の部屋の状況を、貸主立会いの上、確認しましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省）が参考になります。

請求のあった原状回復費用に納得できない場合は、見積書を出してもらい、消費生活センターに相談しましょう。

3. 賃貸契約の用語ガイド

賃貸住宅の契約時に知っておくべき用語をまとめました。

用語	意味
敷金（保証金）	家賃未払いや部屋の修繕費用、損害賠償金の債務を負担するために貸主に預け入れるお金。明け渡しの際、借主に債務がない場合は借主に返還される。
礼金	月額賃料の1～2ヶ月が多い。明け渡しの際、返還されない。
共益（管理）費	共用部分の清掃費、電球の取替え、修繕費、エレベーターなどの維持費や電気代などに充てる費用として各入居者が分担して負担する。
重要事項説明書	契約時に必要な費用、賃料の発生日と入居可能日、禁止事項、解約条件などを確認。契約前に宅地建物取引主任者が説明し、交付することが義務付けられている。

（注）礼金や敷金などの条件は地域によって異なることがあります。

ネット通販利用のポイント

インターネットを利用した通信販売は、いつでもどこでも、物を買うことができるというメリットがある半面、商品が届かない、届いたものがコピー商品だった、業者と連絡がとれないなど、トラブルも激増しています。

<ネット通販の注意点>

① 海外の悪質サイトに注意！！

→日本語表記されたサイトでも、国内業者であるとは限りません。

①住所や電話番号の記載がない、②日本語表記が不自然、③振込先が個人名義になっている、こういったサイトには、特に注意が必要です。

海外サイトで被害に遭った場合、消費者庁越境消費者センター（CCJ）に相談することができます。

② 通信販売はクーリング・オフ制度が適用されない！！

→購入する前に、返品特約の有無をしっかりと確認しましょう。



【安心してネット通販を楽しむために】

ネット通販を安心して利用するために、次のマークを目安にするといいでしょう。

		
<p>オンラインマーク</p>	<p>ジャドママーク</p>	<p>プライバシーマーク</p>
<p>公益社団法人日本通信販売協会が通信販売事業所の実在を確認し、ホームページの表記を審査の上、事業者が付与するマーク</p>	<p>公益社団法人日本通信販売協会正会員のマーク</p>	<p>一般財団法人日本情報経済社会推進協会が日本工業規格に適合しているか審査の上、事業者が付与するマーク</p>

クレジットカード利用のポイント

クレジットカードでのショッピングは、現金の持ち合わせがないときや急な出費のときに便利ですが、分割払いやリボルビング払いを利用すると、手数料や金利を支払うこととなります。将来の収支を見極めながら慎重に利用しましょう。

<クレジットカードの注意点！！>

① 契約内容を確認

→買い物をしたときに受け取った控えはよく目を通し、支払いが終わるまで必ず保管しましょう。

② 支払条件を比較

→クレジットカードの手数料や条件は各社様々です。自分にあったものを選びましょう。

③ カードは貸さない

→クレジットカードを他人に貸すことは許されていません。

貸したカードでトラブルが発生した場合、原則、支払い義務は本人が負うこととなります。

④ なくした時には（紛失・盗難）

→すぐにカード会社と警察に連絡し、利用を止めてもらいましょう。



“金融学習グループ”を募集しています！

仲の良いお友達同士の集まりやサークルなどで、くらしに身近な金融の知識や生活設計等をテーマに自主的に学習活動を行うグループを募集しています。当委員会では、金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援します。



詳細は、下記事務局へお気軽にお尋ねください。

- 人数は、原則として15名以上とします
- 設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- 活動経費を一部補助（使途制限あり）
- カリキュラムの作成や学習の進行は、当委員会や金融広報アドバイザーがお手伝いします



【テーマ例】

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・親子で学ぶ おこづかいの使い方
- ・悪質商法の手口と対処法
- ・クレジットカードの基礎知識
- ・携帯電話・インターネットに潜む悪質商法
- ・無理なく無駄なく家計簿の見直し
- ・ライフプラン(生活設計)の立て方
- ・家計にやさしい省エネ節約術
- ・多重債務に陥らないために
- ・成年後見制度の仕組みと活用
- ・知っておきたい公的年金・保険制度
- ・生命保険の見直し方
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・金融商品の知識とリスク
- ・相続と遺言

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

